

衛生管理マニュアル

令和7年度4月見直し済み

放課後等デイサービスマルタねんりん堂

(目的)

このマニュアルは、集団感染や感染症・食中毒などを起こさないよう全てのスタッフが心掛け、衛生管理について適切な行動を行えるためのものである。また、衛生面については、スタッフ同士で話し合い、時には保護者とも相談しながら、子ども達に指導できることを目的とする。

(基本的姿勢)

- ① 清潔な環境を保てるようこまめに室内の空気を入れ替えや、道具や備品等の消毒を行う。
- ② 風邪や食中毒等の予防として、支援員も手洗いやうがいを必ず行う。
- ③ 手話を必要とする児童への対応時以外は、基本的にマスクを着用する。
- ④ 子どもの感染に気付いた時は、迅速に保護者に伝える
- ⑤ 爪は短く切り、清潔にする

1. 施設内について

ア. 季節に合わせ適切な室温（夏期 26～28°C、冬季 20～23°C）、湿度（約 60%）の保持と換気。室温保持と、定期的な歓喜による空気の入れ替えを行う。

- イ. 冷暖房機器、加湿器、除湿器、空気清浄機等の設置と清掃の実施。
ウ. 床、大型鏡、窓、蛇口、水切り籠や排水溝の清掃。
エ. ドアノブや手すり、照明スイッチ等の清掃・除菌。
オ. 遊具やおもちゃ等は、定期的に吹きかけ除菌。

2. 食事、おやつについて

ア. おやつ時に使用するお皿は、毎日洗浄し、乾燥させる。

イ. 手洗いについて

感染症予防を考慮し、手洗いの際は石鹼で手を洗い、ペーパータオルを使用する。外から室内に入った時はもちろん、おやつの前の手洗いの際も同様にする。

ウ. おやつの配膳をする職員は、必ず手洗いをし、手の消毒をする。

3. トイレについて

ア. 毎日の清掃と消毒

便器は専用洗剤を用い、清掃する。便座、蓋、床、ドア、ドアノブは除菌スプレーを用い、清掃・除菌する。

イ. トイレ使用後は手を洗い、ペーパータオルで拭く。

原則、トイレを利用しての汚物処理は行う。その際には、手袋を着用の上行う。終わった際には手洗い及び消毒を行う。

(職員の衛生管理)

- ② 爪は短く切る。児童に怪我をさせる危険があるので、こまめに切るようにする。
- ③ 発熱、咳、下痢、嘔吐がある場合の医療機関への速やかな受診と周りへの感染対策。
- ④ 出勤前に体調に異変が生じた際は、管理者へ連絡し、医療機関への受診を行う。業務中に体調が悪化した場合は、管理者に報告する。インフルエンザ等の感染症の可能性がある場合は、管理者へ連絡し、医療機関を受診し指示を仰ぐ。
- ⑤ 職員も児童同様、除菌、体調管理を徹底する。
- ⑥ 感染源となりうるもの（尿、便、吐しゃ物、血液等）の安全な処理方法の徹底。

(消毒液の管理、使用上の注意点)

消毒液は感染症予防に効果があるが、使用方法を誤ると有害になることもある。消毒液の種類に合わせて、用途や希釀等正しい使用方法を守ること。

- ① 消毒剤は児童の手の届かないところに保管する（直射日光を避ける）。基本的に流し台下に置くが、開ける恐れのある児童の利用時は2階に移動させる。
- ② 血液や嘔吐物、下痢便等の有機物は汚れを十分取り除いてから、消毒を行う。使用時には換気を十分に行う。

(嘔吐物処理方法について)

嘔吐物処理の準備物

- ・専用キット（3つ）
- ・次亜塩素酸ナトリウム（ハイター等）
- ・ビニール袋（2枚以上）
- ・使い捨て手袋
- ・ペーパータオルやキッチンペーパー、使い捨てタオル等の拭くもの

- ① 他児童を2階食堂に誘導する職員、嘔吐した児童の対応をする職員で役割分担をする。
- ② 換気をする。
- ③ 嘔吐物処理セットを準備する（二重にして口を広げておく）。
- ④ 手袋の着用。
- ⑤ 嘔吐物をペーパータオルで覆う。
- ⑥ 嘔吐物に消毒液をかける。
- ⑦ 嘔吐物を処理。
 - ア. ペーパータオルで覆ったものを外側から内側に寄せながら包み、ビニール袋に捨てる。
 - イ. 手袋を新しいものに交換し、1枚目の袋を閉じる。
 - ウ. 袋を閉じる際には、汚染された内側を触らないように閉じる。
- ⑧ 床の消毒を行う。
- ⑨ 汚染物を廃棄する（2枚目にマスクや手袋を捨てる）。

⑩ 手洗い・消毒を行う。

また、嘔吐物が付着した服はビニール袋に包み、持ち帰るものとする。

(感染症への対策と発生時の対応)

事業所内や学校あるいは地域で発生している感染症に関する情報を収集し、保護者に提供すると共に、感染症の防止や拡大予防を図れるよう情報交換を行うことが重要である。

事業所内で感染症が発生場合は、管理者より速やかに以下に連絡し、今後の対応の指示を受ける。

・横浜市役所 健康福祉局健康安全部生活衛生課環境指導係

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50-10

045-671-2457

なお、下の表に示すような学校での出席停止措置が法で定められている感染症については、その症状が疑われる場合は保護者と連絡を取り合い、関係機関へ連絡する等対策を講じることが望まれる。

(マニュアルの閲覧について)

衛生管理のマニュアルは、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるよう事務所ファイルに保管。

出席停止の期間の基準等

関係法令：学校保健安全法施行規則第18条、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」日本学校保健会

学校感染症の種類と出席停止期間の基準について

令和6年10月改訂版

感染症の種類		出席停止の期間の基準
第1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルブ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属性インフルエンザ A ウィルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで
第2類	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (N5N1) を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3類	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他感染症※	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

* その他感染症

…溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症など学校教育活動において流行を広げる可能性があり、医師において感染の恐れがあると認められたもの。

関係法令：学校保健安全法施行規則第18条、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」日本学校保健会